

住民監査請求の結果について（棄却）

令和7年2月18日付けで提出された北九州市職員措置請求（住民監査請求）について監査を行ったのでお知らせします。

1 監査の実施経過等

- ・措置請求書の受理 令和7年 3月 7日
- ・請求人及び関係職員の陳述 3月14日
- ・請求人宛て監査結果を通知 4月18日

2 請求の要旨

- ・小倉城指定管理者「まちはチームだ」は、北九州市指定管理者制度ガイドラインに反し、「しろテラス」のMD（マーチャンダイジング）業務※という基幹業務を再委託している。
- ・再委託に関する事前承諾や報告義務の履行確認も行われず、公金支出が継続している。北九州市指定管理者制度ガイドラインに違反する再委託であり、これを是正しないままの指定管理料の支出は違法である。
- ・「まちはチームだ」に雇用されていた請求人が、MD業務の再委託先から直接指揮命令を受けていた。労働者派遣法に違反する「偽装請負」であり、使用者の混同が生じている。また、再委託先が労働者を管理し、賃金・労働時間管理の責任が不明確になっている。
- ・請求者による公益通報に対し、市の職員は聞き取りのみで「問題なし」と判断し、違法な公金支出を継続している。

※「しろテラス」のMD（マーチャンダイジング）業務とは
「しろテラス」の売店における物品販売に係るコンサルティング業務

3 監査の結果

請求人の主張には理由がないものと判断し、本件措置請求については、これを棄却する。

4 監査委員の意見

- ・指定管理者が業務の一部を再委託する場合、事前の承諾を得る必要がある。適正な事務処理をされたい。
- ・再委託の承認手続が必要か否かの判断を誤るリスクが存在する。業務の再委託の運用について改めて周知を図られたい。

※監査結果は市ホームページに掲載する。

(http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kansa/file_0012.html)

【参考】住民訴訟について（地方自治法第242条の2）

- 2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。
 - 一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から30日以内

担 当：行政委員会事務局監査第一課
【課長】本島、【係長】岩下
電 話：582-3091

主な請求内容に対する棄却理由

主な請求内容	棄却理由
・指定管理者は、「しろテラス」のMD（マーチャンダイジング）業務を再委託している。MD業務とは、商品戦略全般を統括し、売上・利益の最大化を図る業務であり、小倉城指定管理業務の収益事業全体を支える重要業務である。 ・北九州市指定管理者制度ガイドラインでは、<u>基幹業務の再委託を禁止しているにもかかわらず、基幹業務を外部に委託している</u>。都市ブランド創造局職員は「まちはチームだ」の説明を鵜呑みにして、契約書そのものを確認せずに問題なしと判断している。 ・再委託に関する事前承諾や報告義務の履行確認も行われず、公金支出が継続している。北九州市指定管理者制度ガイドラインに違反する再委託であり、これを是正しないままの指定管理料の支出は違法である。	・MD業務は、<u>指定管理業務の一部であるしろテラス売店における物品販売に係るコンサルティング業務であり、指導・助言を行うものである。従って、しろテラスの物品販売業務を支援する個別業務の一つであり、基幹的業務ではない。</u> ・MD業務は、<u>しろテラス売店部分の収益を左右する業務であると判断され、その業務の委託については、ガイドラインに従って市の事前の承諾を受ける必要がある業務であると判断することが妥当である。</u> ・指定管理者は、MD業務について、<u>市への再委託の申請を行っていない</u>。そのため、<u>MD業務の再委託では、市は当該再委託を知り得る状況ではなかったが、指定管理者を監督する立場にあるため、指定管理者及び市において不適切な手続きがあったと認められる。</u> ・市は、業務報告書（月報）及び事業報告書に基づく確認のほか、施設の維持管理及び経理等事務処理に係るモニタリングを行い、指定管理業務が指定管理料の範囲で履行されていることを確認している。 ・再委託の承諾に関する不適切な手続きはあったものの、<u>MD業務の再委託により市に損害が発生していることは確認できなかった。</u>
・「まちはチームだ」に雇用されていた請求人が、MD業務の再委託先から直接指揮命令を受けていた。労働者派遣法に違反する<u>偽装請負の可能性が高い</u>。また、<u>使用者の混同が生じ、再委託先が労働者を管理しているため、賃金・労働時間管理の責任が不明確</u>になっている。 ・都市ブランド創造局職員は「まちはチームだ」への聞き取りのみで「職員が（商品部の）責任者である」と結論付けており、その職員名を明らかにしていない。監査機関として適切な調査を尽くしておらず、自治体としての監督責任を放棄している。 ・労働者派遣法違反の疑いが強い偽装請負の実態がある業務に対する公金支出であり、明白な法令違反に基づく違法支出である。	・<u>偽装請負の疑い等の主張については、指定管理者の労務管理に関する事項であり、住民監査請求の対象となる財務会計行為にあたらない。</u>